

新県立大学の専任教員の人事給与制度の基本的な考え方

県立大学設立準備課

1 雇用期間

新しい公立大学法人の専任教員のうち、新県立大学の専任教員（教授、准教授、講師、助教及び助手）には、本人の意向を踏まえテニュアトラック制または任期制を適用する。ただし、教育研究実績が顕著な者等理事長が認める者については定年制を適用することができる。

(1) テニュアトラック制

雇用期間（原則として3年間とする。）を定めて雇用し、その雇用期間中に新県立大学が実施する審査に合格すれば、当該雇用期間に引き続き雇用期間を定めず定年まで雇用する。審査に合格しなければ、雇用期間の満了をもって雇用は終了する。

(2) 任期制

雇用期間（1回につき5年を上限とする。）を定めて雇用し、雇用期間の満了をもって雇用は終了する。なお、勤務成績等により雇用期間を更新する場合、通算期間は10年を上限とする。

(3) 定年制

雇用期間を定めず、定年まで雇用する。

2 定年

新県立大学の専任教員の定年は満65歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

なお、教育研究実績が特に顕著な者等理事長が認める者については、満65歳を超えて雇用し、又は勤務を継続させることができる。

3 給与制度

新県立大学の専任教員には、本人の意向を踏まえ次の制度のいずれかを適用する。

(1) 月給制

長野県学校職員の給与に関する条例、職員の給与に関する規則等に準じた規程を定め、給与を支給する。

(2) 年俸制

あらかじめ職ごとに支給額の範囲を規程で定め、その支給額の範囲内で決定した年俸を支給する。

4 退職手当

新県立大学の専任教員には、長野県職員退職手当条例に準じた規程を定め、退職手当を支給する。なお、退職手当に関する他の大学の状況等に応じて見直しを行う。

5 開学時の特例

(1) 長野県短期大学の専任教員から新県立大学の専任教員に移行する者には、原則として定年制及び月給制を適用する。

(2) 開学に際し採用される教授、准教授については、定年制を適用することができる。

(3) 教育研究実績が特に顕著な者等理事長が認める者については、満65歳を超えて雇用することができる。

(4) 開学に際し採用される専任教員については、定年年齢にかかわらず、平成33年度の末日までの雇用とすることができる。

(5) 平成30年度にテニュアトラック制で採用される専任教員の雇用期間は4年間とする。